

平成24年度国補正予算

ものづくり中小企業・小規模事業者 試作開発等支援補助金の公募について

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援します。

- 本事業は複数回の公募を予定しております。
- 第1次公募は、2段階の締め切りを設定しております。第1次締め切り分については4月下旬を目処に、第2次締め切り分は5月中を目処に採択を行う予定です。
第1次公募受付開始 平成25年3月15日（金）
第1次公募第1次締め切り 平成25年3月25日（月） 終了しました。
第1次公募第2次締め切り 平成25年4月15日（月） 当日消印有効。
- 申請書は、必ず郵送、宅配便等により本会あて送付していただくをお願いします。
- 公募要領等詳細は ⇒ <http://www.chuokai-gunma.or.jp/osirase/1111.htm>

1 事業の目的

ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助することにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、我が国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的とします。

2 補助対象者

本補助金の交付先は、日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者に限ります。

本事業における中小企業者とは、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第2条第1項に規定する者（具体的には以下の①～④）を言います。

① 次に示す事業者

- ・ 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下の7業種を除く）
↓ 資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・ 卸売業 ↓ 同1億円以下又は同100人以下
- ・ サービス業 ↓ 同5000万円以下又は同100人以下
- ・ 小売業 ↓ 同5000万円以下又は同50人以下

は同50人以下

- ・ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） ↓ 同3億円以下又は同900人以下
- ・ ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ↓ 同3億円以下又は同300人以下
- ・ 旅館業 ↓ 同5000万円以下又は同200人以下

② 企業組合

③ 協業組合

④ 次に掲げるもの

- ・ 事業協同組合及び事業協同小组並びに協同組合連合会
- ・ 水産加工業協同組合及び同連合会
- ・ 商工組合及び同連合会
- ・ 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の2/3以上が右記①から③までに規定する中小企業者であるもの

3 補助対象事業

ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等の取組みであり、以下の①から③の要件をすべて満たす事業であることとします。

- ① 顧客ニーズにきめ細かく対応した競争力強化の形態として、

以下のいずれかの類型に概ね合致する事業であること。

・小口化・短納期化型

グローバル競争が激化し、顧客ニーズが多様化する中、顧客からの多品種少量生産・短納期化のニーズに対応可能な体制を構築

・ワンストップ化型

複数の技術を組み合わせた一貫生産体制の導入などを通じて、顧客の幅広いニーズに迅速に対応可能な体制を構築

・サービス型

長年培った知恵と経験を活用し、顧客のニーズに対して中小企業側から積極的な提案を行うなど、製品以外の付加価値をつけた形での商品提供が可能な体制を構築

・ニッチ分野特化型

潜在的なニーズがあるにもかかわらず、他社が気付かないまたは市場規模が小さいため参入しない隙間となっているニッチ分野について、ものづくり中小企業・小規模事業者の高い技術力と機動力・柔軟性を活かし、経営資源を集中して競争力を強化する体制を構築

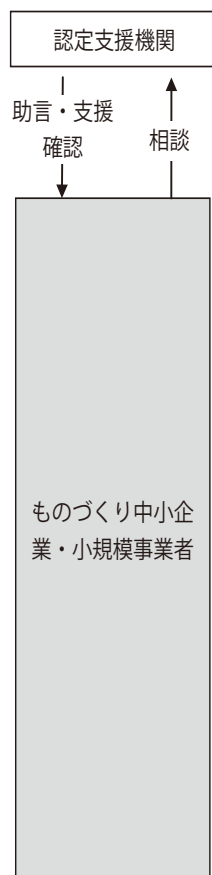
・生産プロセス強化型

新興国企業との競合や原材料価格の高騰などを背景に、低価格化のニーズに応えるべく、ものづくり中小企業・小規模事業者の柔軟性と技術力を活用して、従来の生産プロセスを見直し、生産性を向上させることで、品質を落とさずに低コスト製品に對抗しうる製品を生産

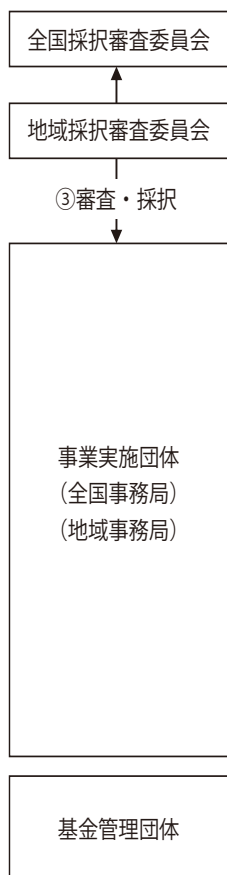
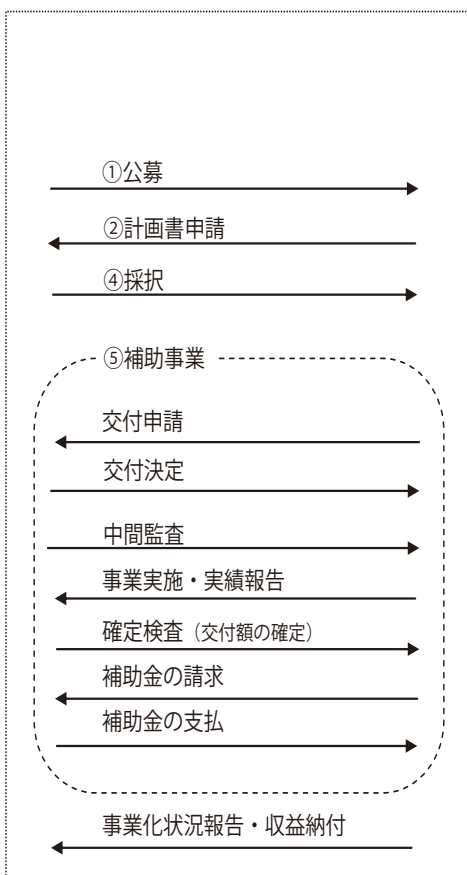
② どのように他社と差別化し競争力を強化するかについての事業計画を提出し、その実効性について認定支援機関により確認されていること

③ わが国製造業の競争力を支える「中小ものづくり高度化法」22分野の技術（組込みソフトウェア、金型、冷凍空調、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射・蒸着、鍛造、動力伝達、部材の締結、鑄造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、繊維加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、塗装、めっき、発酵、真空）を活用した事業であること

4 事業のスキーム



申請者（⑤以降は補助事業採択者）



5 補助対象経費

本事業を行うにあたり他事業との区分管理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

① 原材料費

試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費

② 機械装置費

機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費

③ 直接人件費

本事業の実施期間を通じて責任をもって試作品の開発に直接従事することができる者（原則として補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の試作品の開発業務に係る時間に対応する人件費

④ 技術導入費

外部からの技術指導や知的財産権の導入に要する経費

⑤ 外注加工費

原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等（外注先の機器を使つて自ら行う場合を含む）を行う場合に外注先への支払に要する経費

⑥ 委託費

外部の機関に試作品の開発の一部を委託する場合の経費

⑦ 知的財産権関連経費

試作品の開発と密接に関連し、試作品の開発成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権取得に関連する経費

⑧ 運搬費

運搬料、宅配・郵送料等の支

払に要する経費

⑨ 専門家旅費

本事業遂行のために必要な旅費として、依頼した専門家等に支払われる経費

⑩ 専門家謝金

本事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費

⑪ 雑役務費

試作品の開発に係る業務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）に対する賃金、交通費

⑫ 補助率等

対象経費の区分	補助率	補助上限額	補助下限額
原材料費、機械装置費、外注加工費、技術導入費、直接人件費、委託費、知的財産権関連経費、専門家謝金、専門家旅費、運搬費、雑役務費	補助対象経費の3分の2以内	1,000万円	100万円

⑦ 応募件数

同一者での申請は、原則1つとします（取組内容が異なる場合に限り、複数を認めます）。ただし、採択は1件とします。

⑧ 応募手続き等の概要

① 提出先（問合せ）等

提出先は、補助事業の主たる実施場所を担当する地域事務局となります。本県は、本会が地域事務局となっており、（担当：本会指導部振興課、☎027-232-4123）。

提出は、郵送又は宅配便とします。持参、FAX及び電子メールによる持込みは受け付けられませんのでご注意ください。

② 提出書類

提出書類は、公募要領による事業計画書の様式を必ず使用してください。様式等は冒頭のホームページに掲載されています。必読願います。

③ 審査方法・基準

提出書類等について審査項目に基づき、外部有識者等により構成される採択審査委員会において審査を行います。なお、審査は提出書類等をもって行われますので、不備のないよう十分

注意してください。

④ 審査結果の通知

採択案件（補助対象予定者）の決定後、応募者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を各地域事務局から文書にて通知します。

⑤ 案件採択の公表

採択となった場合には、原則として、企業名・代表者名、住所、業種、設立年、資本金、従業員数、補助金額、交付年度、事業計画名、事業概要（100字程度）、事業の主たる実施場所等をホームページ等で公表します。

⑥ その他

同一企業が類似内容でこの事業以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合等には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択しないこととされていますので、ご注意ください。

採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。交付決定額を補助事業者間で流用することはできません。

ものづくり補助金Q&A

Q 公募申請書の送付上の注意点はありますか。

A 郵送については、切日当日消印のもの、宅配便については同じく当日受付日のものが有効となります。

Q 公募申請の持参は可能ですか。

A 公募要領の7Pに記載されている通り、郵送又は宅配便に限ります。全国統一の方法です。ご理解願います。

Q 個人事業主の場合、公募申請において提出書類となっている商業登記簿謄本（現在事項証明）又は定款について、両方とも用意できません。その場合はどうすれば良いのでしょうか。

A 事業所得を含めた所得税の納税証明書又は所得税申告書（税務署の受付印押印済みのもの）の写しを添付してください。

Q 群馬県中央会に公募申請・補助金事業実施に係る相談に乗って欲しいと考えているのですが可能ですか。

A 本会も認定支援機関ですが、ものづくり試作開発等補助金の

地域事務局となっているため、事業の具体的な内容について支援することができません。恐れ入りますが他の認定支援機関に依頼してください。

Q 公募申請は本社のある都道府県で行うのでしょうか。

A 公募申請等は、本事業の実施主体となる都道府県の地域事務局で行ってください。また、公募にあたり「確認」を行う認定支援機関も実施主体となる都道府県に属する機関をお薦めします。

全国の認定支援機関一覧は、次の中小企業庁のホームページをご覧ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/iken.htm>

Q 任意グループは、補助対象となりますか。

A 任意グループ、LLP、NP〇法人は、補助対象外です。ただし、複数の企業の共同申請は差し支えありません。

Q 展示会開催の案内等販売促進費は、補助対象となりますか。

A 平成21年度ものづくり補助金の際は対象となっていました。今回は対象外です。

Q 公募申請書類に、機械等の見

積書は必要ですか。

A 公募申請段階では不要です。

ただし、補助対象として採択された後の、補助金交付申請段階では必要となります。

Q 合見積は、2社以上が必須ですか。1社しかとれない場合は、どのようにするのでしょうか。

A 別途理由書が必要となります。

Q 同じ案件で、ものづくり中小企業製品開発等補助金と、地方自治体の補助金と重複して受けることは問題ないでしょうか。

A 国以外でしたら、問題はありません。

Q 設備投資だけでも補助対象となるのでしょうか。

A 設備投資であっても、企業の競争力強化等に資するもので、
①小口化・短納期化型、②ワンストップ化型、③サービス化型、④ニッチ分野特化型、⑤生産プロセス強化型、のいずれかに該当すれば補助対象の要件となります。そもそも、機械装置等の購入によりこの5類型の1つに合致する事業計画を描けるかが問題となります。

Q 人件費は、残業した場合も対象となりますか。

A 人件費単価を積算する段階では除外します。就業時間内、時間外を問わず、その従事時間に人件費単価を掛けたものが人件費となります。

Q 大学に技術導入等の支援をお願いする場合の留意事項はどんなものでしょうか。

A 大学教授に依頼する場合であっても、大学の職員という立場上、大学との委託契約を事前に締結する必要があります。

「技術導入費」又は「委託費」として計上して下さい。

Q 設備を導入した後の、メーカー等の技術指導経費は、「技術導入費」として計上できますか。

A その他、「専門家謝金」としても計上できます。

Q 知的財産権の譲受は補助対象となりますか。また、事業化後における知的財産権の譲渡の具体的な手続きはどのようにすれば良いのでしょうか。

A 案件の内容が多岐にわたることもあり、個別に対応させていただきます。

Q 認定支援機関は、他県の機関でも差し支えありませんか。問題ありません。